

令和 6 年

第 4 回 由 利 本 荘 市 議 会
定 例 会 （ 1 2 月 ） 提 出 議 案

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

秋 田 県 由 利 本 荘 市

令和6年第4回由利本荘市議会定例会（12月）提出議案一覧表		ページ
報告第 14号	令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第5号）専決処分報告	1
報告第 15号	令和6年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第6号）専決処分報告	2
議案第131号	由利本荘市介護保険条例の制定について	3
議案第132号	由利本荘市介護給付費準備基金条例の制定について	11
議案第133号	由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案	13
議案第134号	由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	15
議案第135号	由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案	17
議案第136号	由利本荘市医師確保奨学資金貸付条例の一部を改正する条例案	18
議案第137号	由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	19
議案第138号	由利本荘市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案	21
議案第139号	由利本荘市畜産センター条例の一部を改正する条例案	22
議案第140号	由利本荘市工場等立地促進条例の一部を改正する条例案	23
議案第141号	由利本荘市岩城多目的屋内体育施設条例を廃止する条例案	24
議案第142号	第4次由利本荘市行政改革大綱の変更について	25
議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について	27
議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について	28
議案第145号	公の施設の指定管理者の指定について	29
議案第146号	公の施設の指定管理者の指定について	30
議案第147号	公の施設の指定管理者の指定について	31

議案第 1 4 8 号	本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分に関する協議について	3 2
議案第 1 4 9 号	由利本荘市にかほ市介護認定審査会の共同設置について	3 4
議案第 1 5 0 号	令和 6 年度由利本荘市一般会計補正予算（第 1 6 号）	別 冊
議案第 1 5 1 号	令和 6 年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第 2 号）	別 冊
議案第 1 5 2 号	令和 6 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第 3 号）	別 冊

報告第 14 号

令和 6 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 5 号）専決処分報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 5 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

報告第 15 号

令和 6 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 6 号）専決処分報告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度由利本荘市一般会計補正予算（専決第 6 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

議案第 131 号

由利本荘市介護保険条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市介護保険条例を制定するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市が保険者となって介護保険業務を開始することに伴い、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市介護保険条例（案）

目次

第1章 由利本荘市が行う介護保険（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条―第3条）

第3章 保健福祉事業（第4条）

第4章 保険料（第5条―第12条）

第5章 罰則（第13条―第17条）

第6章 補則（第18条）

附則

第1章 由利本荘市が行う介護保険

（由利本荘市が行う介護保険）

第1条 由利本荘市（以下「市」という。）が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 介護認定審査会

（介護認定審査会の設置及び委員の定数）

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条の規定により市に設置する介護認定審査会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき共同設置する由利本荘市にかほ市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）とする。

2 法第15条第1項に規定する認定審査会の委員の定数は、105人以内とする。
（委員の任期）

第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項に規定する認定審査会の委員の任期は、3年とする。

第3章 保健福祉事業

（保健福祉事業）

第4条 市は、法115条の49の規定による保健福祉事業として、次に掲げる事業を行う。

（1） 被保険者が要介護状態等（法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。

次号において同じ。）となることを予防するために必要な事業

（2） 前号に掲げるもののほか、高齢者の自立の支援及び要介護状態等の軽減又は悪化の防止のために必要な事業

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する保健福祉事業に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 保険料

(保険料率)

第5条 令和7年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 37, 128円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 55, 896円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 56, 304円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 73, 440円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 81, 600円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 97, 920円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 106, 080円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 122, 400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 138, 720円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 155, 040円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 171, 360円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 187, 680円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 195, 840円

2 前項の保険料率により算定する当該年度における保険料の額は、その10円未満の端数を切り捨てる。

3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和7年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23, 256円とする。

4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和7年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39, 576円とする。

5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和7年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、55, 896円とする。

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月31日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで

- 第5期 1月1日から同月30日まで
第6期 1月2日から同月25日まで
第7期 翌年1月1日から同月31日まで
第8期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において市長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第7条 保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

- 第8条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

- 第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額（その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000

円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、特別な理由があると認められるときは、延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払いに係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、指定された日までに申請書等を提出しなかったことについて、災害その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第12条 第1号被保険者は、毎年度6月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びにその属する

世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書（当該第1号被保険者並びにその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第4項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が、市長に提出されている場合においては、この限りでない。

第5章 罰則

第13条 市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第14条 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれにに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第15条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第16条 市は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第17条 第13条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

第6章 補則

第18条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に第1号被保険者の資格を取得した者又は第1号被保険者

の資格を喪失した者に係る介護保険料については、従前の本荘由利広域市町村圏組合介護保険条例（平成１２年本荘由利広域市町村圏組合条例第１号）の例によるものとする。

３ この条例の施行の日の前日までに、従前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

４ この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の条例の例による。

（延滞金の割合の特例）

５ 当分の間、第９条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

議案第 132 号

由利本荘市介護給付費準備基金条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市介護給付費準備基金条例を制定するものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市が保険者となって介護保険業務を開始することに伴い、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市介護給付費準備基金条例（案）

（設置）

第1条 介護保険事業の健全な財政運営に資するため、由利本荘市介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、由利本荘市介護保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

（1） 介護給付及び予防給付に要する費用の増加又は経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

（2） 災害等により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 133 号

由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 130 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 補則（第 16 条）」を
「第 5 章 由利本荘市災害弔慰金等支給審査委員会（第 16 条）
第 6 章 補則（第 17 条）」に改める。

第 16 条を第 17 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 由利本荘市災害弔慰金等支給審査委員会

（由利本荘市災害弔慰金等支給審査委員会）

第 16 条 市長の諮問に応じ災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査
審議するため、由利本荘市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）
を置く。

2 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、委嘱の日から審査災害に係る審査が終了した日までとし、委員に欠員
が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とす
る。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め
る。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 134 号

由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

特別顧問	年額 150 万円を超えない範囲内で市長が定める額	
------	---------------------------	--

」を

「

特別顧問	年額 150 万円を超えない範囲内で市長が定める額	
災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日額 20,000 円	

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市災害弔慰金等支給審査委員会の設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 135 号

由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年由利本荘市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「児童手当又は特例給付」を「児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）附則第 13 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第 12 条の規定による改正前の児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 136 号

由利本荘市医師確保奨学資金貸付条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市医師確保奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

由利本荘市医師確保奨学資金貸付条例（平成 23 年由利本荘市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「とき」の次に「（修学貸付月数が 36 箇月に満たないときは、臨床研修に従事した日の属する月の初日から起算した期間が 90 箇月に達するまでの間に、医師従事月数が通算して 36 箇月に達したとき）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の由利本荘市医師確保奨学資金貸付条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の貸付及びその返還債務について適用し、同日前の貸付及び返還債務については、なお従前の例による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

返還債務の免除条件に必要とする医師従事月数の下限を設けるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 137 号

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年由利本荘市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 15 条第 1 項及び第 5 項」を「第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項」に改め、同項第 3 号中「この号」を「この号及び第 4 項第 1 号」に改める。

第 16 条第 1 項第 2 号中「市町村（特別区を含む。第 21 条第 2 項において同じ。）等」を「市等」に改める。

第 28 条第 7 号イ中「一以上」を「1 以上」に改め、同号イの表中「同条第 3 項第 2 号」を「同条第 3 項第 3 号」に、「第 3 号」を「第 4 号」に、「第 9 号」を「第 10 号」に改め、同号ウ中「その一」を「その 1」に改める。

第 29 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改め、同条第 3 項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に改める。

第 31 条第 2 項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改め、同条第 3 項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に改める。

第 43 条第 8 号イ中「一以上」を「1 以上」に改め、同号イの表中「同条第 3 項第 2 号」を「同条第 3 項第 3 号」に、「第 3 号」を「第 4 号」に、「第 9 号」を「第 10 号」に改め、同号ウ中「その一」を「その 1」に改める。

第 44 条第 2 項ただし書中「保育所型事業所内保育事業所一」を「保育所型事業所内保育事業所 1」に改め、同項第 3 号中「20 人」を「15 人」に改め、同項第 4 号中「30 人」を「25 人」に改め、同条第 3 項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に改める。

第 45 条第 1 項中「第 7 条第 1 号」を「第 7 条第 1 項第 1 号」に改める。

第４７条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改め、同条第３項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に改める。

第４８条中「設置し」を「設置」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和６年１１月２９日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 138 号

由利本荘市多目的集会施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市多目的集会施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市多目的集会施設条例（平成 17 年由利本荘市条例第 195 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 君ヶ野多目的集会施設の項を削る。

別表第 2 の 6 中「、君ヶ野」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

君ヶ野多目的集会施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 139 号

由利本荘市畜産センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市畜産センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市畜産センター条例（平成 17 年由利本荘市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 由利本荘市東由利畜産センターの項を削る。

別表第 2 の 4 東由利畜産センターの表を削り、「5 鳥海畜産センター」を「4 鳥海畜産センター」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

東由利畜産センターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 140 号

由利本荘市工場等立地促進条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市工場等立地促進条例の一部を改正する条例

由利本荘市工場等立地促進条例（平成 17 年由利本荘市条例第 173 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「本市工業」を「本市産業」に改める。

第 2 条第 1 号に次のように加える。

カ 宿泊施設 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業（いずれも風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。）の用に供する施設

第 6 条第 2 項中「5 年度以内」を「3 年度以内」に改め、同条第 3 項中「3 年度まで」を「2 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の由利本荘市工場等立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定する適用工場等について適用し、同日前に指定した適用工場等については、なお従前の例による。

（失効）

3 この条例による改正後の第 2 条第 1 号カの規定は、令和 12 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けた宿泊施設に対する奨励措置については、同日後も、なおその効力を有する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

奨励措置に関する規定等を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 1 4 1 号

由利本荘市岩城多目的屋内体育施設条例を廃止する条例（案）

由利本荘市岩城多目的屋内体育施設条例を廃止する条例

由利本荘市岩城多目的屋内体育施設条例（平成 1 8 年由利本荘市条例第 1 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

勝手多目的屋内体育施設及び上新谷多目的屋内体育施設の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 1 4 2 号

第 4 次由利本荘市行政改革大綱の変更について

別紙のとおり第 4 次由利本荘市行政改革大綱の一部を変更するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

第 4 次由利本荘市行政改革大綱の変更にあたり、地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

第4次由利本荘市行政改革大綱 変更箇所

頁	変更前	変更後 (案)
3	I 基本的事項 5. 実施期間 本大綱の実施期間は、令和2年度から令和<u>6</u>年度までの<u>5</u>年間とします。	I 基本的事項 5. 実施期間 本大綱の実施期間は、令和2年度から令和<u>7</u>年度までの<u>6</u>年間とします。

議案第 143 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市上蛇田集会施設	上蛇田自治会 会長 高 野 晃	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
由利本荘市滝俣集会施設	滝俣自治会 会長 渡 部 昭	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
由利本荘市上新谷集会施設	上新谷部落自治会 会長 今 野 正 彦	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
由利本荘市福俣集会施設	福俣自治会 会長 中 村 東 一	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
由利本荘市最上町集会施設	最上町地区集会施設管理組合 代表 佐々木 昭 彦	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
由利本荘市亀田愛宕町集会施設	愛宕町町内会 会長 工 藤 祐 二	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
由利本荘市赤平集会施設	赤平自治会 会長 齋 藤 隆 一	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 144 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市鶴潟交流館	鶴潟自治会 会長 鈴木 勉	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
由利本荘市農林漁家婦人活動促進 施設「六呂田会館」	六呂田自治会 会長 佐々木 高 司	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
由利本荘市高齢者生きがい発揮促 進センター「富田会館」	富田自治会 会長 渡 邊 忠 雄	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
由利本荘市女性・若者等活動促進 施設「泉田会館」	泉田町内会 会長 佐々木 等	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
勝手多目的集会施設	勝手自治会 会長 今 野 次 男	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月31日まで
下黒川多目的集会施設	下黒川町内会 会長 東海林 強	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
下蛇田多目的集会施設	下蛇田町内会 会長 山 中 孝 一	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
内道川多目的集会施設	内道川自治会 会長 堀 井 光 昭	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 145 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
由利本荘市上黒川集会施設	上黒川町内会 会長 土 田 信 夫	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
由利本荘市高畑集会施設	高畑自治会 会長 伊 藤 尚 武	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
由利本荘市二古集会施設	二古自治会 会長 田 口 孝 明	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
上新谷農村公園	上新谷部落自治会 会長 今 野 正 彦	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
下黒川農村公園	下黒川町内会 会長 東海林 強	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
六呂田農村公園	六呂田自治会 会長 佐々木 高 司	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
福俣農村公園	福俣自治会 会長 中 村 東 一	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 4 6 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
大平スキー場	東由利スキークラブ 会長 長 沼 久 利	令和 7 年 4 月 1 日から 令和12年 3 月31日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 1 4 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
愛宕集会所	愛宕集会所管理組合 代表 高 野 啓 二	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
鶴潟集会所	鶴潟自治会 会長 鈴 木 勉	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで
緑ヶ丘集会所	緑ヶ丘町内会 会長 佐々木 敏 哉	令和 7 年 4 月 1 日から 令和17年 3 月31日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公の施設について指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 148 号

本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定に基づき、別紙のとおり、本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務を変更することに伴う財産処分について、にかほ市と協議するため、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について、関係市と協議するにあたり、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

別紙

本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分に関する 協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、本荘由利広域市町村圏組合（以下「組合」という。）の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、次のとおり定める。

1 財産処分について

組合の共同処理する事務のうち、介護保険者事務（以下「事務」という。）は、令和7年4月1日より、由利本荘市及びにかほ市（以下「構成市」という。）が各市において事務を開始することに伴い、組合の債権債務、介護給付費準備基金（以下「基金」という。）及び歳計剰余金については、構成市がそれぞれ承継する。このうち、基金及び歳計剰余金の按分率は次のとおりとする。

（1） 由利本荘市 100分の74.9

（2） にかほ市 100分の25.1

2 疑義等の協議

この協議書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、構成市がその都度協議して定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書を2通作成し、構成市の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年12月 日

由利本荘市長 湊 貴 信

にかほ市長 市 川 雄 次

議案第 149 号

由利本荘市にかほ市介護認定審査会の共同設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日からにかほ市と介護認定審査会を共同設置することについて協議するため、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市にかほ市介護認定審査会の共同設置について関係市と協議するにあたり、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

由利本荘市にかほ市介護認定審査会の共同設置に関する規約（案）

（共同設置する市）

第1条 由利本荘市及びにかほ市（以下「関係市」という。）は、共同して、介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会を設置する。

（名称）

第2条 この介護認定審査会の名称は、由利本荘市にかほ市介護認定審査会（以下「審査会」という。）という。

（審査会の執務場所）

第3条 審査会の執務場所は、由利本荘市尾崎17番地由利本荘市役所内とする。

（審査会の委員の選任方法）

第4条 審査会の委員は、関係市の長が協議により定める者について、由利本荘市長が選任する。

2 審査会の委員に欠員を生じたときは、由利本荘市長は30日以内にその旨をにかほ市長に通知するとともに、前項の例により委員を選任するものとする。

3 審査会の委員の定数は、105人以内とする。

4 審査会の委員の任期は、3年とする。

（審査会の事務等を補助する関係市の職員）

第5条 審査会の事務等を補助する関係市の職員の定数は、関係市の長が協議して定めるものとする。

（負担金）

第6条 審査会に関する関係市の負担金の額は、関係市の長が協議により決定しなければならない。

2にかほ市は、前項の規定による負担金を由利本荘市に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係市が協議により定める。

（審査会に関する由利本荘市の予算）

第7条 審査会に関する由利本荘市の予算は、特別会計とする。

（審査会に関する由利本荘市の決算報告）

第8条 由利本荘市長は、審査会に関する決算を由利本荘市議会の認定に付したときは、当該決算をにかほ市長に報告しなければならない。

（審査会の事務の管理及び執行に関する条例等）

第9条 審査会の事務の管理、執行に関する条例、規則並びにその他の規程については、関係市は、これを相互に調整するように努めなければならない。

（審査会の委員の身分の取扱いに関する条例等）

第10条 由利本荘市は審査会の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し又は改廃する場合においては、あらかじめにかほ市と協議しなければならない。

2 前項の条例、規則その他の規程を由利本荘市が制定又は改廃したときは、にかほ市長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、関係市の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。